

長野県防災サポートアドバイザー協会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、長野県防災サポートアドバイザー協会（以下「本会」という。）と称し、事務局を長野県長野市大字南長野字幅下 667-6 公益財団法人長野県建設技術センター（以下「建設技術センター」という。）内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、県又は市町村が行う公共土木施設災害復旧事業を支援し、もって県民が安全で安心して暮らせる地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 降雨、地震等により被災した公共土木施設の災害復旧支援
- (2) 会員の研修
- (3) 防災及び災害復旧に関する技術の伝承及び普及啓発
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第4条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同し、次条により長野県防災サポートアドバイザー（以下「サポートアドバイザー」という。）として登録された者とする。

(登 録)

第5条 次の各号に掲げる者は、本会にサポートアドバイザーの登録を申し出ることができる。

- (1) 長野県建設部（旧土木部）又は建設技術センターの土木技術職員であった者
- (2) 市町村の土木技術職員であった者その他の役員会が適当と認めた者

(退 会)

第6条 会員は、申し出により本会を退会することができる。また、満75歳になった年度末をもって退会とする。ただし、本人から継続の申し出があった場合にはこの限りではない。

第3章 役員及び事務局長

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 4名
 - (3) 幹事 若干名
- 2 本会に顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第8条 会長及び副会長は、幹事の互選により選出する。

- 2 幹事は、第11条第2項による場合を除くほか、会員のうちから総会において選出する。
- 3 顧問は、役員会の推挙に基づき、会長が委嘱する。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ役員会の定めるところにより、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長不在のときはその職務を行う。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ又は会議に出席して意見を述べる。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 欠員により選出された任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員が任期の満了又は辞任により退任した場合において、役員定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでその職務を行う。

(事務局長)

第11条 事務局長は建設技術センターの職員をもってあて、会長の命により会務を処理する。

- 2 事務局長は幹事を兼ねる。

第4章 会議

(総会)

第12条 総会は、会員をもって組織し、会長が召集する。

- 2 会員の半数以上の者から会議の目的及び事由を明示して要求があったときは、会長は総会を招集しなければならない。
- 3 総会は、会員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
ただし、会員は代理人(委任状)をもって議決権を行うことができる。
- 4 総会の議事は、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 総会の議決事項は次のとおりとする。

(1) 事業計画

(2) 規約の制定及び改定

(3) 役員の選任

(4) その他役員会が必要と認めた事項

(役員会)

第13条 役員会は、会長、副会長及び幹事をもって組織し、会長が招集する。

2 本会の業務執行は、役員会の決するところによる。

3 前条第2項、第3項及び第4項の規定は、役員会の議事にこれを準用する。

この場合において、これらの規定中、「会員」とあるのは「役員」と、「総会」とあるのは「役員会」と読み替えるものとする。

第5章 会 計

(経 費)

第14条 本会の運営及び会員の派遣等に係る経費は、建設技術センターが負担する。

(附 則)

この規約は、平成24年 6月 5日から施行する。

(附 則)

この規約は、令和 2年 7月10日から施行する。